



第216号 令和3年(2021年)2月20日

# 市議会だより

## 議会報告会に代えて

鈴鹿市議会では、平成24年12月から施行している議会基本条例第6条「議会活動について市民に対し報告等を行う場を設けることとし、情報提供及び情報共有に努めるものとする」という規定に基づき、これまで議会報告会を11回にわたって開催してきましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議会だより特別号を発行して紙面で報告させていただきます。

議会では、審議する内容が広範囲かつ多岐にわたることから、専門的・効率的に審査するため、少人数の議員で構成する常任委員会を設けています。特に、総務・文教環境・地域福祉・産業建設の4常任委員会では、議案などの審査だけにとどまらず、それぞれの委員会で所管する事項を調査研究しています。また、本年度は、新型コロナウイルス感染症に関して総合的な取り組みや対策などを調査研究することを目的とした特別委員会を設置しています。

この特別号では、4常任委員会と特別委員会の調査研究の一部を掲載し、議会の活動状況を皆さんに報告させていただきます。

## 目次

総務委員会「防犯カメラによる市民生活の安全確保」…	2
文教環境委員会「教育ICTの活用」……………	4
地域福祉委員会「地域包括ケアシステム」……………	6
産業建設委員会	
「公園の利活用の促進と地域の活性化」……………	8
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会	
第10回委員会 委員質問【後編】……………	10

## 市長に市政への提言を手渡しました



令和3年度の予算編成や政策決定の参考として市政に反映されるよう、4常任委員会が調査研究を行った成果をまとめた提言書を、1月15日に正副議長と各常任委員会委員長などから市長に手渡しました。

## 皆さまのご意見・ご感想・ご質問を募集します

今回の特別号に対して、また、議会全般に関するご意見、ご感想やご質問を募集します。

### ◆提出方法

住所・氏名(任意)、意見などを記入の上、次のいずれかの方法で鈴鹿市議会事務局 議事課へご提出ください。なお、恐れ入りますが、電話、口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

- ①直接、議事課窓口へ、②郵送(〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目 18-18 鈴鹿市議会事務局 議事課あて)、  
③ファクス(Fax 059-382-4876)、④電子メール(議事課アドレス giji@city.suzuka.lg.jp)

### ◇意見等募集期間 令和3年3月20日まで

\*お寄せいただいたご意見などについては、個人情報などの取り扱いに十分注意した上で、広報広聴会議などの場で協議検討し、今後の参考にさせていただきます。内容を取りまとめて市議会ホームページなどで公表する場合があります。

市議会の詳しい情報は鈴鹿市議会のホームページをご覧ください

鈴鹿市議会

検索

<http://www.city.suzuka.lg.jp/gikai/>

